

資料 2

部会決議報告

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について



4自第475号

令和4年8月9日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事
(環境部自然環境課)



帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

2 諮問理由

法第29条第1項の規定により、知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。とされている。

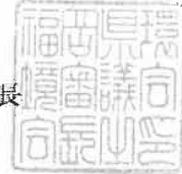
帆柱山鳥獣保護区特別保護地区については、令和4年11月14日をもって存続期間が満了するが、引き続き森林に生息する鳥獣の保護を図る必要があることから、当該区域を特別保護地区に再度指定するため、諮問を行うもの。



4 福環審第6号
令和4年9月20日

福岡県知事 殿

福岡県環境審議会会長



帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について（答申）

令和4年8月9日付4自第475号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定については、適当である。

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

(1) 特別保護地区の名称

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域及び面積

ア 皿倉山～尺岳地区

北九州市のうち、国有林遠賀川森林計画区（以下「国有林」は遠賀川森林計画区。）、3092 林班「い」、「わ」、「か」、「よ」、「よ 1」及び「そ」の各小班、国有林 3093 林班（「い」小班を除く。）、国有林 3094 林班（「い」、「ろ」、「ろ 1」、「ろ 2」、「は」、「と」及び「と 1」小班を除く。）、国有林 3095 林班「そ」、「そ 1」、「ね」、「ね 1」、「ね 2」、「ね 3」及び「ね 4」の各小班、民有林遠賀川森林計画区（以下「民有林」は遠賀川森林計画区。）608 林班「6-1」、「6-2」、「10」から「12」まで及び「40」から「44」までの各小班、民有林 609 林班「5」、「6」、「7-1」から「7-4」まで、「8」、「9」、「10-1」、「10-2」、「11」、「38-6」、「42-1」から「42-3」まで、「43-1」から「43-13」まで、「44-1」から「44-8」まで、「45-1」から「45-25」まで、「46-1」から「46-4」まで、「47-1」から「47-23」まで、「48-1」及び「49-4」から「49-6」までの各小班、並びにこれらの林班及び林小班に囲まれた区域、北九州市生活環境保全林管理道以南の皿倉山ケーブルカー敷地並びに国有林 3088 林班、3089 林班及び 3090 林班の境界の交点を起点とし、国有林 3090 林班の西側を北方へ進み更に北側を東方へ進み民有林 743 林班「7」小班の北側を経て奥畑川に至り、同川を下流へ進み黒川に接続し、同川を上流へ進み音滝川に至り、同川を上流へ進み国有林 3091 林班に至り、同林班の南側を南西へ進み国有林 3092 林班「い」小班へ接続し、同小班の西側を北方へ進み国有林 3091 林班「る」小班に接続し、同小班の西側を北方へ進み更に北端から南方へ進み国有林 3095 林班「て」小班に接続し、同小班、「あ 1」、「ゆ」及び「す」の各小班の北側を南東へ進み国有林 3091 林班「う」小班に接続し、同小班の東側を南東へ進み小倉南区と八幡西区との境界線に至り、同境界線を南方へ進み小倉南区と八幡西区及び直方市との境界線分岐点に至り、八幡西区と直方市との境界線を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

イ 河内貯水池地区

北九州市八幡東区のうち、主要地方道北九州小竹線と河内貯水池堰堤の左岸との交点を起点とし、堰堤の右岸へ至り、北九州市道大字大蔵 26 号線に接続し、同市道を北東へ進み 3097 林班「ろ 4」小班に至り、同小班の西側を南東へ進み「に」小班に接続し、同小班の西側を南西へ進み「へ 1」小班の北東端に至り、同小班の東側を南方へ進み「へ」小班に接続し、同小班の東側を南方へ進み「へ 1」小班に接続し、同小班の東側を南方及び西方へ進み「へ 2」小班へ接続し、同小班の東側を南方へ進み八幡東区と小倉南区の境界線へ至り、更に南西へ進み「へ 8」小班に接続し、同小班の東側を南方へ進み更に南側を西方へ進み「へ 7」小班に接続し、同小

班、「わ」、「る」及び「ぬ」各小班の南側を西方へ進み、更に「ぬ」、「ぬ1」、各小班の西側を北西へ進み市道大字大蔵 25 号線の猿渡橋の右岸に至り、同橋を経て主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を北西に進み水無橋を経て更に北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

ウ 畑貯水池地区

北九州市八幡西区のうち、主要地方道小倉中間線と畑貯水池堰堤の左岸との交点を起点とし、同堰堤の右岸へ至り、市道東石坂町畑町 1 号線に接続し、同市道を北東及び南東へ進み主要地方道小倉中間線に接続し、同主要地方道を西方に進み起点に至る線によって囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 4 年 1 1 月 1 5 日から令和 1 4 年 1 1 月 1 4 日まで（1 0 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区指定の理由

帆柱山鳥獣保護区は、九州の最北端部に位置する山地帯であり、スギ・ヒノキ人工林、変化に富んだ照葉樹林を含む二次林及び自然林が分布し、2つの貯水池を含んでいる。このような自然環境を反映して、ハチクマ(福岡県準絶滅危惧)など山野の鳥の渡りの目標地点、休息地となっているほか、メジロ、ウグイスといった留鳥及びオオルリ(福岡県準絶滅危惧)、サンコウチョウ(福岡県絶滅危惧Ⅱ類)などの夏鳥の繁殖地、ジョウビタキ、ツグミなどの冬鳥の越冬の場となっている。また、ミサゴ(環境省準絶滅危惧)、トビ、オオタカ(福岡県準絶滅危惧)、サンバ(福岡県準絶滅危惧)、ハヤブサ(福岡県絶滅危惧Ⅱ類)、アオバズク(福岡県絶滅危惧Ⅱ類)、フクロウといった生態系ピラミッドの頂点にある猛禽類を始め、マガモなどの水鳥、ノウサギ、キツネ(福岡県準絶滅危惧)など多様な鳥獣が生息している。

特に当該保護区の中でも、北部に位置する皿倉山、権現山及び帆柱山一帯並びに南部に位置する尺岳及び金剛山一帯は、標高差による樹木、草木の種類が豊富であることに加え、広葉樹林がこの地区の概ね2分の1を占めて群生しており、自然性の高い林分も見られ、生息する鳥類の種類数、生息密度が安定して高く、鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。また、両地区を南北に結ぶ稜線部分については、シイ・カシ二次林の広葉樹林帯であり、渡り鳥の目標として重要な区域となっている。さらに、多数の水鳥が渡来する2つの貯水池とその後背地の広葉樹林を含む森林一帯は、鳥獣の水場、餌場として重要な区域となっている。

これらのことから、帆柱山鳥獣保護区内でも特に保護を図る必要がある区域であると認められるため、県指定特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

(6) 保護管理方針

- ア 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- イ 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

帆柱山鳥獣保護区特別保護地区位置図

帆柱山



帆柱山鳥獣保護区区域図

